

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
新潟市	新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱	産業廃棄物施設(産業廃棄物処理施設、中間処理施設、積替保管施設等)を設置する場合、立地場所、環境整備、施設構造について事前協議が必要。この際、設置場所周辺住民等へ計画概要の周知を行い、同意等の意見聴取を実施することが必要。	廃棄物対策課	025-226-1411
	新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	土地所有者等は、産業廃棄物の処理を行う者に対して土地を使用させるときは、その土地で産業廃棄物の不適正な処分が行われないよう適正な管理に努めることが必要。 また、面積300㎡以上の一団の土地において、自らが排出した産業廃棄物を屋外で保管しようとするときは、事前の届出が必要(建設工事に伴うものは法定の届出対象)。	廃棄物対策課	025-226-1411
	新潟市景観条例	景観計画区域の区分に応じて、一定の行為を行う者は、届出が必要。届出をしてから30日間は当該行為の着手はできない。また、当該行為は、景観計画区域の区分に応じた、景観形成基準(配置、意匠、高さ、色彩、設備、植栽等)に適合するよう配慮が必要。	都市計画課	025-226-2825
	新潟市屋外広告物条例	○屋外広告物を表示又は設置する場合は、原則として許可が必要。 ○以下の屋外広告物を1ヶ月を超えて表示又は設置する場合は、許可申請の前に事前協議が必要。 1 地上からの高さが15mを超えるもの 2 地上からの高さが15mを超える又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物若しくは工作物の新築、増築、改築、移転に伴うもの 3 地上からの高さが15mを超える又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物若しくは工作物の外観の1/2を超える面積を変更することとなる大規模の修繕、大規模の模様替、色彩の変更に伴うもの	<許可申請窓口> 区役所建設課	※1 別途記載
			<事前協議窓口> 都市計画課	025-226-2825
	新潟市風致地区条例	風致地区に指定された以下の地区内で、建築物等の新築、改築、増築又は移転、宅地の造成、土地の形質の変更等の行為を行う場合は許可が必要。なお、法律に基づく行為の場合は、通知が必要。 1 新潟海浜風致地区 2 白山風致地区 3 第1秋葉風致地区 4 第2秋葉風致地区	都市計画課	025-226-2825
			<窓口> ○新潟海浜・白山中央区建設課 ○第1秋葉・第2秋葉秋葉区建設課	025-223-7410 0250-25-5691
	新潟市駐車場条例	駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域において、一定規模以上の用途の建築物を新増築又は用途変更をする場合、駐車施設を建築物又は敷地内に附置しなければならない。 1 建築物の全部を特定用途に供するもの 延べ面積が2,000㎡を超える部分の面積に対し300㎡ごとに1台 2 建築物の全部を非特定用途に供するもの 延べ面積が3,000㎡を超える部分の面積に対し450㎡ごとに1台 3 混合用途建築物の場合 非特定用途の延べ面積に3分の2を乗じた面積と、特定用途の延べ面積を合計し、3,000㎡を超える部分の面積に対し450㎡ごとに1台 ※特定用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場、共同住宅	都市計画課	025-226-2679
	新潟市開発指導要綱	1,000㎡以上の開発行為を行う場合、都市計画法第32条の規定による同意及び協議のほか、本要綱に基づく協議が必要。	都市計画課	025-226-2825
			<窓口> 区役所建設課	※1 別途記載
	新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱	用途地域等に応じて指定の高さを超える建築物を建築する場合に、標識の設置や近隣住民への説明を行い、建築確認申請の提出前に届出が必要。	建築行政課	025-226-2845
	新潟市共同住宅の建築に関する指導要綱	住戸の数が10戸以上(同一の建築主又は土地所有者等が一連の土地に2棟以上の共同住宅を建築する場合で、その合計戸数が10戸以上となる場合を含む。)の共同住宅を建築する場合に、標識の設置や近隣住民等への説明を行い、建築確認申請の提出前に届出が必要。	建築行政課	025-226-2845
	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区計画の区域内における建築物に関し、用途制限・敷地面積の最低限度や壁面の位置等を制限する。	建築行政課	025-226-2849
	新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例	大規模集客施設制限地区内では、劇場、店舗、飲食店や遊技場などの集客施設でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超え、かつ小売業に供する店舗面積の合計が3,000㎡を超える建築物の建築ができない。	建築行政課	025-226-2849

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
新潟市	新潟市建築協定条例	建築協定が締結された区域内における建築物に関し、敷地、位置、構造、用途及び形態等を制限する。	建築行政課	025-226-2849
	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例及び同施行規則	法定外公共物の使用、生産物の採取及び用途廃止をする場合は、本条例及び施行規則に基づく届出が必要。	土木総務課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-3009 ※2 別途記載
	新潟市街区基準点管理保全要綱	街区基準点の一時撤去を伴う工事や街区基準点の効用に支障を及ぼすおそれのある工事を施行する場合は、本要綱に基づく協議が必要。	土木総務課	025-226-3009
	新潟市道路工事承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請が必要。	土木総務課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-3009 ※2 別途記載
	新潟市道路占用規則	市が管理する道路及び道路予定地に工作物、物件又は施設を設け継続して道路及び道路予定地を使用する場合は、本規則に基づく申請が必要。	土木総務課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-3009 ※2 別途記載
	新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例及び同施行規則	条例で定める指定区域内において、条例で定める一定規模以上の施設の用途を新築又は増築する場合、条例及び同施行規則に基づく自転車等駐車場設置(変更)届出が必要。建築確認申請前に届出・確認の手続きを要する。また工事完了届も必要	土木総務課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-3021 ※2 別途記載
	新潟市文化財保護条例	市文化財に指定された土地に係る行為で、現状を変更しようとするときは、変更しようとする日の20日前までに現状変更許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。	歴史文化課	025-226-2575 (史跡以外) 025-226-2580 (史跡)
	新潟市埋蔵文化財事務取扱要綱	下記の場合は、着手60日前までに新潟市教育長へ届出が必要。 1. 周知の埋蔵文化財包蔵地を埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合(土木工事など)	歴史文化課	025-226-2580
	新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例	市街化調整区域の農村集落における住宅等の建築許可要件を緩和するもの。 (1) 条例を適用する区域・土地において可能となる予定建築物の用途 ● 既存集落区域(概ね50戸以上の建築物で構成される集落): 戸建住宅、店舗等兼用住宅、共同住宅 ※ この他、予定建築物の用途ごとに以下について制限あり ・戸建住宅:建築物の高さ、敷地面積 ・店舗等兼用住宅:建築物の高さ、敷地面積、床面積 ・共同住宅:建築物の階数、敷地面積 ※ 中央区、西区の一部区域では、自己用の戸建住宅・店舗等兼用住宅のみ可能 ● 既存宅地(区区分(線引き)した際、既に宅地であった土地): 周辺の土地利用や環境保全に支障とならないものであれば、用途の制限なし (2) 非自己用住宅の最低敷地面積 165㎡ (3) 既存集落区域における開発区域の面積 一の開発区域の面積は3,000㎡未満とする。 (4) 適用除外 既存集落区域において、道路を除く一団の空閑地(建築物が建築されていない土地(宅地と見なすことができる土地を除く。)をいう。)の面積が3,000㎡以上の区域は、この条例の規定は適用しない。	都市計画課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-2825 ※1 別途記載
	新潟市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合、許可または届出が必要。	都市計画課	025-226-2825

※1 区役所建設課

手続き・問合わせ窓口	電話番号
北区建設課	025-387-1435
東区建設課	025-250-2630
中央区建設課	025-223-7410
江南区建設課	025-382-4738
秋葉区建設課	0250-25-5691
南区建設課	025-372-6490
西区建設課	025-264-7670
西蒲区建設課	0256-72-8570

※2 区役所建設課

手続き・問合わせ窓口	電話番号
北区建設課	025-387-1405
東区建設課	025-250-2610
中央区建設課	025-223-7403
江南区建設課	025-382-4703
秋葉区建設課	0250-25-5690
南区建設課	025-372-6460
西区建設課	025-264-7661
西蒲区建設課	0256-72-8507

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
長岡市	長岡市景観条例	建築物、工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更、開発行為、土地の形質変更、木竹の伐採、屋外における物件の堆積、屋外広告物の新築、改築、色彩の変更で、一定規模以上のものについては届出が必要。(確認申請等の行政手続きの30日前まで)	都市政策課	0258-39-2225
	長岡市風致地区条例	風致地区内で、次に掲げる行為をする場合は、あらかじめ市長の許可が必要。 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3 木材の伐採 4 土石の類の採取 5 水面の埋立又は干拓 6 建築物等の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限等に関する条例	大規模集客施設制限地区(市内の全ての準工業地域)内において、床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店又は遊技場等)の立地を規制するもの。	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市栃尾都市計画特別工業地区建築条例	栃尾地域の基幹産業である繊維関連産業の保護及び育成を図るため、特別用途地区として定める特別工業地区内においては、条例に規定する構造を満たす場合は、次の1から3のすべてに該当する建築物を建築することができる。 1 繊維関連産業に属する事業を営む工場 2 作業場の床面積の合計が150㎡以下である建築物 3 設置された原動機の出力が合計7.5kw以下である建築物	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市寺泊地域における開発行為に関する指導要綱	寺泊地域において、次に掲げる開発行為を行う場合は、あらかじめ開発行為の計画内容及び工事施行方法等について、市長に協議が必要。 1 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、その規模が5,000㎡以上のもの 2 砂利、岩石、土等の採取事業及び水面の埋立て事業で、その規模が20,000㎡以上のもの 3 上記1及び2以外の開発行為で、その規模が10,000㎡以上のもの	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市小国地域における開発行為の適正化に関する要綱	小国地域において、次に掲げる開発行為で、5,000㎡以上のものを行う場合は、開発行為の内容について、あらかじめ市長に協議が必要。 1 宅地の造成 2 廃棄物処理施設の設置 3 牧場の建設 4 砂利、岩石又は土等の採取 5 ゴルフ場の造成 6 スキー場の造成 7 公園若しくは遊園地又は動植物園の建設 8 運動場、車両競走場又は乗馬場の建設 9 上記以外のスポーツ、レクリエーション施設の建設	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市都市計画法施行条例	市街化調整区域内の土地における開発行為及び建築行為(建築物の新築・増改築・用途変更等)に関して、都市計画法第34条第11号及び第12号等の規定により、許可することができる土地の要件及び予定建築物の用途等を定めたもの	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市地下水保全条例	規制地域 長岡地域、中之島地域、越路地域、三島地域及び与板地域。 ※届出揚水設備 ストレーナーの下限の位置が地表面下20メートル以深で、かつ、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。)が4平方センチメートル以上の揚水設備。	環境政策課	0258-24-0528
	長岡市道路占用規則	市が管理する道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、本規則に基づく申請が必要。	道路管理課	0258-39-2232
	長岡市道路工事承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請が必要。	道路管理課	0258-39-2232

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
長岡市	長岡市街区基準点管理保全要綱	街区基準点の一時撤去又は移転を伴う工事や街区基準点の効用に支障を及ぼすおそれのある工事を施工する場合は、本要綱に基づく協議が必要。	道路管理課	0258-39-2232
	長岡市法定外公共物の管理に関する条例及び同施行規則	法定外公共物において、次に掲げる行為をする場合はあらかじめ市長の許可が必要。 1 法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下に、工作物等を設置 2 上記1のほか、法定外公共物をその目的以外の目的で使用する 3 法定外公共物の敷地において、生産物を採取	用地課	0258-39-2390
	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例	事業主又は事業施行者は、小国地域において次に定める事業を行う場合においては、次に定める区分により、市長の許可又は市長に届出が必要。 許可 ・事業区域の面積が2,000㎡以上の土砂の埋立て等を行う事業 ・事業区域の面積が1,000㎡以上又は土壌環境基準を超える土砂等若しくは残土を事業に用いる小国地域内の土砂等及び残土の埋立て等を行う事業 ・区域外土砂等の埋立て等を行う事業 届出 ・事業区域の面積が500㎡以上2,000㎡未満の土砂の埋立て等を行う事業 ・事業区域の面積が300㎡以上1,000㎡未満の小国地域内の土砂等及び残土の埋立て等を行う事業	環境政策課	0258-24-0528
	長岡市文化財保護条例	市文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会への届出が必要。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	科学博物館	0258-32-0546
上越市	上越市大規模開発行為の適正化に関する条例	下記の事業を目的として行う開発行為で、一定の要件に該当するものについては、事前に協議が必要。 1 宅地の造成(下記2から5までの事業を目的とするものを除く。) 2 ごみ処理施設又は産業廃棄物の処理施設の設置 3 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の設置 4 スポーツ施設又はレクリエーション施設の設置 5 砂利、岩石、土等の採取	総合政策課	025-520-5626
	上越市自然環境保全条例	○「自然環境保全地域」において以下の開発行為等を行う場合は、行為に着手する60日前までに申請が必要。 1 建築物その他工作物の新築、改築又は増築をすること 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質を変更すること 3 鉱物の掘削又は土石の採取をすること 4 水面の埋立て又は干拓をすること 5 河川、池沼等の水位又は水量に増減を生じさせること 6 木竹の伐採をすること 7 池沼若しくは渾原であつて市長が別に指定するもの又はこれらに流入する河川の水域若しくは水路に汚水又は廃水を排出すること ※地権者が行う日常的な行為(森林の保育のための下草刈り、間伐、危険な木材の伐採等)などは申請不要。 ○「保護野生動植物」の捕獲等(捕獲・採取・殺傷・損傷)を行う場合は、行為に着手する60日前までに申請が必要。 ○「自然環境保全地域以外の土地」のうち当該土地の現況が山林若しくは原野であるもの又は海岸線から100m以内の区域の土地において、次に掲げる行為をしようとする場合は、行為に着手する60日前までに届出が必要。 1 0.1ha以上2ha未満の面積の土地における宅地の造成 2 0.1ha以上5ha未満の面積の土地における鉱物の掘削又は土石の採取	環境政策課	025-520-5690
	上越市生活環境の保全等に関する条例	上越市の区域(安塚区、浦川原区、大島区、牧区、中郷区及び名立区を除く。)において、揚水設備を設置しようとする者は、工事に着手しようとする30日前までに市長に届け出なければならない。揚水設備の構造等を変更する場合も同様に届出が必要。 ・届出の必要となる揚水設備は、新潟県生活環境の保全等に関する条例第55条第1項の規定により県知事の許可を受けなければならない揚水設備(ストレーナーの下限の位置が地表面下20m以深の設備であつて、揚水機の吐出口の断面積が6cm ² 以上であり、又は揚水機の原動機の定格出力が1.1kwを超えるもの)を除く設備。	環境政策課	025-520-5690

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
上越市	上越市都市計画法施行条例	市街化調整区域における建築物の建築行為 (都市計画法第34条第11号の規定により、許可を受ける場合の土地の区域指定及び建築可能な予定建築物の用途を定めている。)	都市整備課	025-520-5763
	上越市景観条例	景観法に基づき、上越市景観計画を策定しており、市全域を景観計画区域としている。これにより、下記の行為等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要となり、景観計画に定められた行為の基準に適合しなければならない。上越市景観条例については景観法の施行に関し必要な事項その他景観づくりに必要な事項を定めている。 ＜上越市全域(景観づくり重点区域を除く)＞ ○次のいずれかに該当する建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ・高さが13mを超える建築物等 ・延べ面積又は築造面積が500㎡を超える建築物等 ・建築基準法第48条第1項から第13項までのただし書の規定に該当するもの ・都市計画法第4条第12項で規定する3,000㎡以上の開発行為 ＜景観づくり重点区域(安塚区全域)＞ ・建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の模様替え及び色彩の変更 ・屋外広告物の表示または屋外広告物を掲示する物件の設置 ・1,000㎡を超える一団の土地の区画形質の変更 ・市が認定する樹木の伐採 ・道路及び道路付帯施設の建設 ＜景観づくり重点区域(南本町三丁目の一部)＞ ○雁木通り(一般県道青柳高田線)から見える建築物・工作物について、次のいずれかに該当する行為を行う場合 ・新築、新設、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ＜景観づくり重点区域(大町五丁目)＞ 区域内の建築物・工作物について、次のいずれかに該当する行為を行う場合 ・新築、新設、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	都市整備課	025-520-5763
	上越市道路占用規則	市が管理する道路を占用する場合には申請が必要。	道路課	025-520-5769
	上越市道路工事施工承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外の者が工事を行う場合には申請が必要。	道路課	025-520-5769
	上越市法定外公共物管理条例	市が所有する法定外公共物を占用又は工事する場合には申請が必要。	道路課 農林水産整備課	025-520-5769 025-520-5757
	上越市特別用途地区建築条例	上越都市計画特別用途地区及び柿崎都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区:準工業地域)内においては、次の建築物を建築してはならない。 ・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。 ※ 市長が公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。 ※ 既存建築物に対する制限の緩和あり。	建築住宅課	025-520-5783
	上越市特別用途地区建築条例施行規則	上越市特別用途地区建築条例の施行に関し必要な書式等を定めるもの	建築住宅課	025-520-5783
	上越市工場立地法地域準則条例	下記条件に該当する工場等を設置する場合、緑地の設置等に関して基準が定められており、着工前90日までに届出が必要。 1 業種:製造業、電気・ガス・熱供給業者 2 面積:敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 ※準則に適合している場合、着工前10日まで短縮可能。	産業立地課	025-520-5736
	上越市文化財保護条例	市文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	文化行政課	025-545-9269
	上越市水道水源保護条例	水道事業管理者が指定した水源保護地域内で、下記の事業を行おうとする者は、あらかじめ管理者に協議することが必要。 1 ゴルフ場 2 産業廃棄物処理業 3 土砂採取業 4 砂利採取業 5 その他水質汚濁を招くおそれのある事業	ガス水道局 供給計画課	025-522-5519

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
上越市	上越市下水道条例	○以下の行為をしようとする場合は、あらかじめ管理者に許可申請書の提出が必要。 1 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に、施設又は工作物その他の物件を設けること 2 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に、施設又は工作物その他の物件を設けること 3 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して、排水施設を設けること ○公共下水道若しくは管理者が管理している下水路の敷地又は排水施設に、施設又は工作物その他の物件を設け、占用しようとする場合は、あらかじめ管理者の許可が必要。(許可事項を変更しようとするときも同様) ※上記は、都市下水路についても準用する	ガス水道局 下水道課 雨水施設課	025-522-5516 025-520-5795
三条市	三条市土地開発条例	下記の場合には、当該(開発)行為等に係る関係法令の規定による申請等の諸手続に先立ち、(1)開発行為等の事業概要及び事業計画、(2)公共・公益施設の管理、帰属等について協議が必要。 ・開発区域の規模が3,000㎡以上のもので次に掲げる行為等 ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 イ 土地の区画形質の変更(アに掲げるものを除く。) ウ 建築物の新築又は特定工作物の新設 エ 建築基準法第87条に規定する用途の変更	建設課 計画整備係	0256-34-5714
	三条市文化財保護条例	市指定有形文化財等に関し、下記の場合にはあらかじめその旨を市長に届け出なければならない。 ・現状を変更しようとするとき ・その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	生涯学習課 文化財係	0256-46-5205
	三条市道路占用規則	市が管理する道路及び道路予定地に工作物、物件又は施設を設け継続して道路及び道路予定地を使用する場合は、本規則に基づく申請が必要。	建設課 建設管理係	0256-34-5713
	三条市公共物管理条例	国有地及び三条市の公共用財産である認定外道路、河川、水路等を占用しようとする場合は、本条例に基づく申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。	建設課 建設管理係	0256-34-5713
	三条都市計画特別工業地区建築条例	金属工業及び関連産業の保護育成を図るため、特別工業地区内において条例に規定する構造を満たす場合には、工場の床面積や原動機の出力などの制限を緩和することができる。	建築課	0256-34-5727
	三条市建築協定条例	建築協定が締結された区域内における建築物に関し、敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備を制限する。	建築課	0256-34-5727
	三条市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例	下記①～③の地域に対象の工場等を設置する場合、緑地の設置等に関して基準が定められており、着工前90日までに届出が必要。 ※準則に適合している場合、着工前10日まで短縮可能。 【対象工場】 1 業種:製造業、ガス供給業、熱供給業、電気供給業 2 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 【対象地域及び基準】 ①都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域 ・緑地面積率:100分の10以上 ・環境敷地面積率:100分の15以上 ②都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域 ・緑地面積率:100分の5以上 ・環境敷地面積率:100分の10以上 ③都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域 ・緑地面積率:100分の5以上 ・環境敷地面積率:100分の10以上	商工課	0256-34-5611
三条市	三条市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例	下記地域に対象の工場等を設置する場合、緑地の設置等に関して基準が定められており、着工前90日までに届出が必要。 ※準則に適合している場合、着工前10日まで短縮可能。 【対象工場】 1 業種:製造業、ガス供給業、熱供給業、電気供給業 2 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 【対象地域及び基準】 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域 ・緑地面積率:100分の1以上 ・環境敷地面積率:100分の1以上	商工課	0256-34-5611

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
柏崎市	新潟県柏崎市開発行為指導要綱	下記に該当する場合で、柏崎市の都市計画区域内外に関わらず、事業(開発行為)を行う者は、関係法令に基づく手続きを行う前又は工事着手前に市長に申し出て、必要な事項について協議しなければならない。 ・開発区域の面積が0.3ha以上の事業 ・同一の事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合又は複数の事業者が同時に隣接地で共同事業と認められる事業を行う場合において、その合算した面積が0.3haを超える事業 なお、上記の事業のうち、都市計画法第29条第1項第2号から第11号までに規定する事業及び市長が必要と認める事業についてはこの限りではない。	都市計画課	0257-21-2459
	柏崎市景観条例	建築物や工作物の新築・増築・改築・移転・外観の変更、開発行為、土地の形質の変更などの行為で、一定規模以上のものについては届出が必要。	都市計画課	0257-21-2459
	柏崎市文化財保護条例	市文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	博物館	0257-22-0567
	柏崎市里道、水路等法定外公共物の管理及び処分に関する条例及び同施行規則	法定外公共物の使用及び用途廃止並びに生産物の採取をする場合は、本条例及び施行規則に基づく申請等が必要。	財政管理課	0257-21-2328
	柏崎市公害防止条例	柏崎市公害防止条例施行規則第3条に定める工場又は事業場を設置しようとする者は、設置日の30日前までに届出が必要。	環境課	0257-23-5170
	柏崎市建築協定条例	建築協定が締結された区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について制限する。	建築住宅課	0257-21-2291
	柏崎市中高層建築物の建築に関する指導要綱	用途地域区分で定める高さを超える建築物については、事前公開の標識の設置や近隣関係者への説明を行い、計画建築物の届出書を提出しなければならない。	建築住宅課	0257-21-2291
	新潟県柏崎市中規模小売店舗立地に関する指導要綱	中規模小売店舗(一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの)の新設については、届出が必要。	商業観光課	0257-21-2335
新発田市	新発田市都市計画法施行条例	市街化調整区域において、下記のエリア内で、各条件を満たせば条例で認められる用途の建築物を建築できる。 【Aエリア 主に住宅などの建築が可能となるもの】 ◎区域の要件 次のいずれかに該当するもの 区域①:市街化区域から1.1km以内で45戸以上連たんしている集落 区域②:市街化区域から1.1km以内で45戸未満連たんしている集落 区域③:市街化区域から1.1kmより離れ、45戸以上連たんしている集落 ※「連たん」…建築物(住宅)の敷地が100m以内に連続している状態 ◎土地の要件 条例施行時に宅地又は宅地状態であるもの ※災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリアは除く ◎建築が可能になるもの (1)区域① 第二種低層住居専用地域で建築可能なもの (2)区域②、③ 第一種低層住居専用地域で建築可能なものから、共同住宅・寄宿舍・下宿を除いたもの	地域整備課	0254-26-3556

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
新発田市	新発田市都市計画法施行条例	【Bエリア 一定規模の店舗やガソリンスタンドなどの建築が可能となるもの】 ◎区域の要件 国道7号及び主要地方道新発田豊栄線、市道富塚日渡線の沿道で、これらの道路と条例施行時の農業振興地域との間に挟まれた区域 ◎土地の要件 敷地外周長さの1/10以上が区域外の相当規模の道路と接続していること(地目が「宅地」であることは問わない。) ◎建築が可能になるもの ・第一種低層住居専用地域で建築可能なものから、住宅と店舗併用住宅、事務所併用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿を除いたもの ・床面積500㎡以内でかつ階数2以下の店舗、飲食店、事業所 ・ガソリンスタンド ・自動車修理工場	地域整備課	0254-26-3556
	新発田市開発指導要綱	下記の場合には、関係法令の手続きを行う前に市と事前協議が必要。 1 都市計画区域内で行われる開発区域の面積が0.1ha以上の事業 2 都市計画区域内で行われる開発区域の面積が0.1ha未満でも市長が計画的なまちづくりを進めるうえで必要と認める事業 3 都市計画区域内で行われる個々の開発区域の面積が0.1haに満たない事業であって、同一事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合において、その合算した面積が0.1haを超える事業 4 都市計画区域外で行われる開発区域の面積が0.3ha以上の事業	地域整備課	0254-26-3556
	新発田市景観条例	建築物、工作物の新築(新設)・増築・改築等にかかる行為で一定規模以上のものについては届出が必要。	建築課	0254-26-3557
	新発田市屋外広告物条例	屋外広告物を表示又は設置する場合は、原則として許可が必要。	建築課	0254-26-3557
	新発田市自然環境保全条例	保護地区内において規則で定める行為をしようとするときは許可が必要。	環境衛生課	0254-28-9120
	新発田市文化財保護条例	市文化財の所有者等が次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。 2 市区域外に移そうとするとき。	文化行政課 文化行政係	0254-22-9534
	新発田市中高層建築物の建築に関する指導要綱	用途地域等に応じて指定の高さを超える建築物を建築する場合に、標識の設置や近隣関係者への説明を行い、建築確認申請の提出前に届出が必要。	建築課	0254-26-3557
	新発田市道路占用料条例	市道(上空・地下を含む)に一定の工作物、物件又は施設等を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可が必要。	維持管理課	0254-28-7099
	新発田市公共用財産管理条例	法定外公共物を使用等する場合には、新発田市への申請・届出が必要。	地域整備課 用地対策室	0254-26-3774
	新発田市水道水源保護条例	条例に規定する事業場を水源保護地域内に設置する場合、事前協議書の提出、給水区域住民説明会及び協定締結が必要。	水道局 浄水課	0254-23-7194
	新発田市公害防止条例	大気汚染等を生じるおそれがある工場または規則で定めるものを設置(変更を含む)する場合、設置工事開始90日前までに協議が必要。	環境衛生課	0254-28-9120
	新発田市中規模小売店舗届出要綱	・店舗面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下の小売店舗の新設又は変更(変更により同規模となる場合を含む)を行う場合は届出が必要。 ・店舗面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下の店舗で小売業を行う場合は届出が必要。	商工振興課	0254-28-9650

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
小千谷市	小千谷市開発行為指導要綱	都市計画区域内において、面積が0.1ha以上の開発事業を行う場合には、関係法令に基づく手続きを行う前に事前協議が必要。	建設課	0258-83-3514
	小千谷市公害防止条例 小千谷市公害防止条例施行規則	大気汚染等を生ずるおそれがある工場又は事業場で、規則に定める工場又は事業場及び施設(以下「工場等」という。)を設置(増設、変更を含む。以下同じ。)しようとする者は、その設置の工事の開始の日の60日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項について市長に協議しなければならない。 (1) 工場等の設置の計画に関すること (2) 公害の防止のために必要な施設の整備、使用燃料その他の措置に関すること (3) 公害防止を実施するための事業者の報告に関すること (4) 市職員の立入調査等に関すること (5) 公害が発生した場合における措置その他必要なこと	環境共生課	0258-83-3566
加茂市	加茂市都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例	当条例で定める地区計画の区域においては、以下の建築物を建築してはならない。 ・物品販売業を営む店舗(CD・ビデオレンタルショップを含む)で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・畜舎(ペットショップ・ホテル又は動物病院に付属するものを除く)で、その用途に供する部分の床面積が15㎡を超えるもの。	建設課	0256-52-0080
	加茂市自家用天然ガス採取規制条例	規制地域内における自家用天然ガスの採取について、新規採取は禁止。更新採取は市長の許可が必要。	商工観光課	0256-52-0080
	加茂市自然環境保全条例	・当条例で定める保全地域において以下の行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 1 宅地を造成し、土地を開墾し、又は土石を採取集積し、若しくはその他土地の区画形質を変更すること 2 水面を埋め立て、又は干拓すること 3 自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある次に掲げる行為 ①建築物その他の工作物を新築、改築又は増築すること ②広告物その他これに属するものを掲出又は設置すること 4 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの ・指定を除く区域において上記各号の行為をしようとする場合は、その行為に着手しようとする日の60日前までに市長に届け出なければならない。 なお、行為の規模は1,000㎡以上とする。	環境課	0256-52-0080
十日町市	十日町市地下水利用適正化に関する条例	地下水の保全及び利用適正化に自ら必要な措置を講ずるとともに、地下水の重要性を認識し、市が実施する地下水利用適正化に関する施策に協力しなければならない。 規制区域内において地下水を井戸により揚水する場合には、許可申請もしくは届出を必要とする。	建設課	025-761-7412
	ブナ条例	松之山地域で指定された保護区内の所有権移転・伐採・道路の建設・工作物の設置には届出を必要とする。	松之山支所 地域振興課	025-596-3131
	十日町市特別用途地区建築条例	大規模集客施設制限地区(市内の準工業地域全域)では、劇場、店舗、飲食店、遊技場などの集客施設でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超える建築物を建築してはならない。	都市計画課	025-757-9937
	十日町市公共物管理条例及び同施行規則	法定外公共物の使用及び用途廃止並びに生産物の採取をする場合は、本条例及び施行規則に基づく申請等が必要。	建設課	025-757-3117
	十日町市道路占用規則	市が管理する道路を占用する場合には、本規則に基づく申請等が必要。	建設課	025-757-3117
	十日町市道路工事承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請等が必要。	建設課	025-757-3117

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
見附市	見附市開発行為指導要綱	下記の場合には、関係法令の手続きを行う前に市と事前協議が必要。 1 開発区域の面積が0.1ha以上の事業 2 開発区域の面積が0.1ha未満でも同一事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合で、合算した面積が0.1haを超える事業	都市環境課	0258-62-1700
	見附市森林環境の保全に関する要綱	見附市内において行われる、森林法による林地開発許可を要する開発行為及び新潟県土採取の適正化に関する条例で届出を要する土採取行為で、開発区域等の面積が1,000㎡以上の事業について適用する。ただし、次に掲げる開発事業については適用しない。 1 国又は地方公共団体が行う場合 2 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 3 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公共性が高いと認められる事業を行う場合	農林創生課	0258-62-1700
	見附市都市計画法施行条例	市街化調整区域における建築物の建築行為 (都市計画法第34条第11号の規定により、許可を受ける場合の土地の区域指定及び建築可能な予定建築物の用途を定めている。)	都市環境課	0258-62-1700
	見附市道路占用規則	市が管理する道路を占用する場合、本規則に基づく許可が必要。	建設課	0258-62-1700
村上市	村上市公害防止条例	施行規則で定める工場または事業場を設置(変更を含む)しようとする者は、工事開始日の90日前までに協議が必要。	環境課	0254-75-8932
	村上市景観条例 村上市景観条例施行規則	建築物、工作物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩変更等及び開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓等にかかる行為で、一定規模以上のものについては届出が必要。(当該行為の着手30日以上前まで)	都市計画課	0254-75-8947
	村上市開発行為等指導要綱	下記に該当する開発行為は事前協議(市の土地利用計画及び関係法令等との調整を図り、できるだけ早い段階で事業計画を市土地利用調整会議に諮るものとする。)が必要。 1 都市計画区域内で、開発面積が3,000㎡以上の事業 2 都市計画区域外で、開発面積が10,000㎡以上の事業 3 前1及び2に規定する面積に満たない場合でも、以下のいずれかに該当する場合 ①複数の事業者が、隣接地で同時期に行う一体的な事業であって、その合算された面積が前1及び2に掲げる面積を超える場合 ②同一事業者が、隣接地で3年以内に行う事業で、その合算された面積が前1及び2に掲げる面積を超える場合 ③開発が進むと予想される場所等で、市長が特に認めた場合	都市計画課	0254-75-8946
	村上市道路占用規則	市が管理する道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、本規則に基づく申請が必要。	建設課	0254-75-8945
	村上市道路工事施行承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外のものが道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請が必要。	建設課	0254-75-8945
	村上市里道等管理条例	里道等(法定外公共物)を占用する場合や工事等を行う場合は、本条例に基づく承認が必要。	建設課	0254-75-8945
	村上市文化財保護条例	市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可が必要。	生涯学習課	0254-53-7511
燕市	燕市宅地開発規則	以下の宅地開発行為を行おうとする事業者は、関係法令に基づく手続きを行う前に、市長に申し出て、協議しなければならない。 (1)都市計画法第29条第1項の規定に基づく、3,000㎡以上の開発行為 (2)優良宅地認定による宅地開発 (3)前2号の事業で、同一事業者が一定地区について連続して行う一体開発事業又は複数の事業者が行う一団の開発事業について、それが共同事業と認められる場合 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた宅地開発	都市計画課 都市計画係	0256-77-8263
	燕市租税特別措置法に基づく優良宅地等認定事務施行規則	「優良宅地認定」を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地認定申請書を市長に提出しなければならない。 ただし、造成区域面積が1,000㎡未満の場合には、宅地を造成した後に優良宅地認定申請書を市長に提出しなければならない。	都市計画課 都市計画係	0256-77-8263

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
燕市	燕市燕弥彦都市計画特別工業地区建築条例	燕地区の第一種住居地域の一部において、一定の条件を満たす工場で作業場の床面積の合計が100㎡以下のものは、建築基準法第48条第5項の規定にかかわらず、建築することができる(業種、原動機の高さ等規制あり)。	都市計画課 都市計画係	0256-77-8263
	燕市道路工事承認規則	市が管理する道路の道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請書を市長に提出しなければならない。	土木課 管理係	0256-77-8277
	燕市公共物管理条例	国有地及び燕市の公共用財産である認定外道路、河川、水路等を占用しようとする場合は、本条例に基づく申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。	土木課 管理係	0256-77-8277
	燕市道路占用規則	市が管理する道路及び道路予定地に工作物、物件又は施設を設け継続して道路及び道路予定地を使用する場合は、本規則に基づく申請が必要。	土木課 管理係	0256-77-8277
	燕市文化財保護条例	市文化財の所有者等が、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 (1) 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。	社会教育課	0256-63-7002
糸魚川市	糸魚川市開発指導要綱	下記に該当する開発行為は事前協議が必要。 1 都市計画区域内で開発面積が1,000㎡以上の事業 2 都市計画区域外で開発面積が10,000㎡以上の事業 3 都市計画区域内における主に駐車場の建設を目的とした土地の区画形質の変更で、開発面積が1,000㎡以上の事業 4 都市計画区域内における建築物の建築等を目的としない区画形質の変更で、その面積が1,000㎡以上の農地転用を伴う造成工事。ただし1又は3に該当するまでの間は猶予する。 5 同一の開発事業者がおおむね3年以内に隣接地で行う場合、又は複数の事業者がおおむね1年以内に隣接地で共同事業と認められる場合で、その合算した面積が1又は2に掲げる面積を超える事業及び造成工事	都市建設課	025-552-1511
	糸魚川市都市公園条例	都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。 ・土地の形質を変更すること。	都市建設課	025-552-1511
	糸魚川市公害防止条例	市の地域内に規則で定められる工場又は事業場を設置しようとする場合には届出が必要。(設置の90日前)	市民生活課	025-552-1511
	糸魚川市建築協定条例	建築協定が締結された区域内における建築物に関し、敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を制限する。	都市建設課	025-552-1511
	糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	特定建築物地区整備計画の区域内における建築物の間口率、高さ、構造、壁面の位置等を制限する。	都市建設課	025-552-1511
妙高市	妙高市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	都市計画区域内のスキー場周辺などの一部の区域について、許可を必要とする開発行為の規模を3,000㎡以上から1,000㎡以上に引き下げる。	建設課	0255-74-0025
	妙高市開発行為等の手続に関する条例	都市計画法第29条による開発行為を含む開発行為等を行う場合、法に定められた手続を行う前に市との事前協議を義務付ける。 ①協議対象 市全域を対象とした次の開発行為等で、規模が3,000㎡以上(「妙高市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」で指定された区域では1,000㎡以上)のもの ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 イ 土地の区画形質の変更(アに掲げるものを除く。) ウ 建築物の新築又は特定工作物の新設 エ 建築基準法第87条に規定する用途の変更 ②協議事項 ア 市の土地利用に関する計画や関係法令への適合 イ 公共施設及び公益施設の整備、帰属、管理 ウ 自然環境の保全、災害の予防、公害等の防止、農地の保全及び文化財の保護等のために講じる措置	建設課	0255-74-0025
	妙高市風致地区条例	風致地区内で次に掲げる行為をする場合、許可が必要。 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 土石の類の採取 5 水面の埋立て又は干拓 6 建築物等の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	建設課	0255-74-0025
	妙高市斑尾高原自然環境保全条例	妙高市大字樽本丙字上樽川、字東の平、字前田、字沼、字小和清水、字小左エ門沢、字八坊主、字斑尾において、ゴルフ場、別荘団地、スキー場等(以下「ゴルフ場等」という。)の開発(当該ゴルフ場等の用に供するための土地の区画及び形質の変更又は建築物等を建築することをいう。)であって規則で定める行為又は水資源の利用であって規則で定める行為をしようとするときは届出が必要。 届出をしようとする者は、あらかじめ市長と自然環境保全のために必要な事項を内容とする自然環境保全協定を締結する。	環境生活課	0255-74-0033

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
妙高市	妙高市公共用財産管理条例	法定外公共物の使用、生産物の採取及び用途廃止をする場合は、届出等が必要。	建設課	0255-74-0025
	妙高市の自然環境を守る条例	妙高市内の自然環境保護地区において、国又は地方公共団体が公共の利益のためにする事業(以下「公共事業」という。)を除き、自然環境保護地区内において次の行為(以下「開発行為」という。)をしようとするときは届出が必要。	環境生活課	0255-74-0033
	妙高市妙高高原地域広告物等設置指導要綱	妙高高原地域における広告物設置について、届出を求めるもの。	建設課	0255-74-0025
五泉市	五泉市開発指導要綱	開発区域の面積が0.1ha以上の事業、若しくは開発区域の面積が0.1ha未満でも、同一の事業者が3年以内に接続する地域で、さらに開発事業を行う場合、または2以上の開発事業者が接続した地域で同時に開発事業を行う場合で合算した面積が0.1ha以上の事業を行うときは、事前に市長の承認が必要。	都市整備課	0250-43-3911
	五泉市自然環境保全条例	市が指定した保全地域において、下記の場合には市長の許可が必要。 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2 宅地を造成し、土地を開墾し、又は土石を採取集積し、若しくはその他土地の区画形質を変更すること 3 水面を埋め立て、又は干拓すること 4 木竹を伐採すること 5 広告物その他これに属するものを掲出し、又は設置すること 6 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの	環境保全課	0250-43-3911
	五泉市水道水源保護条例	水道水源保護地域において、下記の場合には事前協議が必要。 1.廃棄物の処理施設又は最終処分場を設置しようとする場合 2.土石類の採取を行おうとする場合(総面積が200平方メートル未満のものを除く) 3.畜産経営に係る畜房等の施設を設置しようとする場合(総面積が豚房にあっては30平方メートル未満、牛房その他にあっては100平方メートル未満の施設を除く) 4.井戸を掘削しようとする場合で、深さ30メートル以上(水道水源井の中心からの直線距離が100メートルに満たない場合にあっては、深さ5メートル以上)の井戸を掘削しようとする場合 5.水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設を設置しようとする場合 6.その他水道水源の水質汚濁を招くおそれがあると市長が認める事業又は行為を行う場合	上下水道局	0250-58-6653
	五泉市公共用財産管理条例及び同施行規則	法定外公共物を使用等する場合は、届出が必要。	都市整備課	0250-43-3911
	五泉市文化財保護条例	市文化財の所有者等が次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 ・市文化財の現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。	生涯学習課	0250-42-5195
阿賀野市	阿賀野市道路占用規則	市が管理する市道に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、本規則に基づく申請が必要。	建設課	0250-61-2480
	阿賀野市道路工事承認規則	市が管理する市道に関し、道路管理者以外の者が工事及び道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請が必要。	建設課	0250-61-2480
	阿賀野市法定外公共物の取扱いに関する条例	法定外公共物使用について、下記の場合には届出が必要。 1 工作物を新築し、改築し、又は除却等の工事を行うこと。 2 農耕、草木の栽培、放牧その他これらに類する目的で使用する こと。 3 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくは伐採を行うこと。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合	建設課	0250-61-2480

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
阿賀野市	阿賀野市土地活用事業指導要綱	下記の場合は、法令による申請及び届出等の前に事業計画の概要を事前相談し、その後土地活用事業協議書を作成し市長に協議が必要。 ・「現況有姿分譲地」、「山林現況分譲地」、「菜園」又は「工作物の設置を伴わないレジャー施設用地」等、建築物等の建築を目的としない土地の区画形質の変更で従前の土地用途を他用途に変換及び活用し行う事業で、一団又は計画の一体性があると認められる土地活用事業で事業地の面積が0.3ヘクタール以上に及ぶもの。 ・事業地の面積が0.3ヘクタール未満の場合でも同一事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合又は2つ以上の事業者が隣接地で同時に事業を行う場合でその合算した面積が0.3ヘクタールを超えるもの。	建設課	0250-61-2480
	阿賀野市開発行為適正化指導要綱	下記に該当する場合には、事前協議が必要。 1、一団の土地又は計画の一体性があると認められる開発事業で、面積が0.1ヘクタール以上に及ぶもの。 2、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の土地についても、客観的に居住者等の便益又は施設の維持管理等を効果的に図るため、公共施設整備が必要と認められる開発事業に対し適用する。 3、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の事業でも同一事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合又は2つ以上の事業者が隣接地で同時に事業を行う場合でその合算した面積が0.1ヘクタールを超える事業について適用する。	建設課	0250-61-2480
	阿賀野市文化財保護条例	市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、届出が必要。	生涯学習課	0250-62-5322
佐渡市	佐渡市景観条例	建築物、工作物、土石等の堆積、開発行為、水面の埋立て・干拓、木竹等の伐採、自動販売機、その他土地の形質の変更等に係る行為で、一定規模以上のものについては届出が必要。	建築住宅課	0259-67-7403
	佐渡市屋外広告物条例	一定規模以上の屋外広告物を表示又は設置する場合は、原則として許可が必要。	建築住宅課	0259-67-7403
	佐渡市都市計画法施行細則	都市計画法、都市計画法施行令及び都市計画法施行規則の施行に関し、届出が必要。	建築住宅課	0259-67-7403
	佐渡市文化財保護条例	市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。	世界遺産課	0259-63-5136
	佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例	保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。 (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却 (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更 (4) 木竹の伐採 (5) 土石類の採取又は投棄 (6) 水面の埋立て又は干拓 (7) 水路の形質の変更	世界遺産課	0259-63-5136
	佐渡島の金山包括的保存管理計画	世界遺産の構成資産及び緩衝地帯、緩衝地帯範囲外を対象とし、顕著な普遍的価値(OUV)に影響を及ぼす行為。	世界遺産課	0259-63-5136
魚沼市	魚沼市公共物管理条例	市が所有する法定外公共有物を占有する場合には、市長の許可を受けなければならない。	建設課	025-793-7990
	魚沼市消防本部開発行為等に関する消防指導要綱	魚沼市消防本部管内において開発行為等をしようとするものは、事前に本要綱に定める協議書を消防長に提出するものとする。また、指導事項を完了したときは、消防長の確認を受けるものとする。	魚沼市消防本部 警防課	025-793-0119

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
魚沼市	魚沼市自然環境保全条例	保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手しようとする日の60日前までにあらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、又はその土地の形質を変更すること。 (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。 (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。 (5) 木竹を伐採すること。 (6) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。 (7) 新潟県が指定した最新の絶滅危惧種選定種一覧(以下「県指定絶滅危惧種一覧」という。)に選定されている植物及び市長が指定する植物を採取し、又は移植すること。 (8) 県指定絶滅危惧種一覧で選定されている動物及び市長が指定する動物を捕獲し、又は卵を採取すること。 (9) 市長が指定する地区内において、当該地区が本来の生息、生育地でない又は当該地区以外に生息、生育している動植物で、自然環境等の保全に影響を及ぼすおそれのあるものとして、市長が指定する動植物の個体を放ち、又は植栽し、若しくは種子をまくこと。 (10) 次のいずれかに該当する照明、投光器具等(誘蛾灯その他の害虫駆除を目的とした照明及び防犯灯、街灯その他の昆虫採集を目的としない照明を除く。以下「照明器具等」という。)を用いた昆虫の灯火採集をすること。 ア 出力が30ワット以上の照明器具等を用いて採集する場合 イ 100メートル以内の距離で2以上の照明器具等を用いて採集する場合 (11) その他自然環境等の保全に影響を及ぼすおそれがあるとして市長があらかじめ指定した行為をすること。	生活環境課	025-792-9766
	魚沼市地下水の保全に関する条例	市内全域で井戸を掘削しようとする場合、申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。 市内は、第1種保全地域(主に市街地で地下水位の低下が著しい地域)と第2種保全地域(第1種保全地域以外)があり、地域ごとに保全許可水量を制限している。また、保全許可水量ごとに揚水機の吐出口径の制限がある。	建設課	025-793-7990
	魚沼市文化財保護条例	市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等は速やかに教育委員会に届け出なければならない。	生涯学習課	025-793-7480
	魚沼市都市計画法施行細則	都市計画法及び都市計画法施行規則の施行に関し、届出が必要。	都市整備課	025-793-7991
	魚沼市景観条例	建築物、工作物、開発行為、土地の形質の変更、植栽・伐採、屋外の堆積に係る行為で一定規模以上のものについては届出が必要。	都市整備課	025-793-7991
	魚沼市景観条例施行規則	建築物、工作物、開発行為、土地の形質の変更、植栽・伐採、屋外の堆積に係る行為で一定規模以上のものについては届出が必要。	都市整備課	025-793-7991
南魚沼市	南魚沼都市計画観光地区建築条例	第1種観光地区内においては、作業場の床面積の合計が50㎡をこえる工場(自動車修理工場は除く)と床面積の合計が15㎡をこえる畜舎は建築してはならない。 第2種観光地区内においては、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎は建築してはならない。	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市宅地開発指導要綱	宅地・建売分譲等を目的とする0.1ha以上の開発行為を行う場合は事前協議等が必要。	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市道路位置指定に関する指導要綱	宅地・建売分譲等を目的として0.1ha未満の団地の土地を造成し、位置指定道路を築造する場合は、事前協議等が必要。	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市中高層建築物の建築に関する指導要綱	次の建築物を建築しようとする場合には、事前協議等が必要。 1 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域(地区計画のない地域)にあっては、高さ15m以上の建築物 2 近隣商業地域、商業地域、工業地域(地区計画のある地域)、用途地域の指定のない地域及び都市計画区域外にあっては、高さ18m以上の建築物	都市計画課	025-773-6662

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
南魚沼市	南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱	自然落雪式建築物を建築する場合は、落雪影響距離の基準に基づいて、屋根雪が隣接地、道路等に支障を及ぼさないように設計及び建築をしなければならない。ただし、隣接地所有者等利害関係人の承諾を得た場合はこの限りではない。	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市地下水の採取に関する条例	揚水設備を設置しようとし又は構造を変更しようとする場合には、市長の許可が必要。 地下水を採取するものは、地下水が限りある貴重な資源であるとの共通認識を持ち、地下水の保全に努めるとともに、過剰な揚水を抑制するための効果的な対策を講じるなど、市の施策に協力し節水に努めなければならない。	未来環境課	025-773-6666
	美佐島川窪地区地区計画	地区の利便性を活かした工業・流通業務地を形成するため、次の建築物等の用途の制限を定める。 (1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)住宅以外の用途を兼ねる兼用住宅 (4)ボウリング場、スケート場又は水泳場 (5)まあじやん店、ばちんこ店、射的場その他これらに類するもの (6)建築基準法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる工場のうち、(1)から(2、4)及び(29)から(31)と同項第2号に掲げる施設(火災の危険性が大きい)又は粉塵、悪臭、有毒ガス等により、著しく環境を悪化させるおそれがある工場又は施設。)	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市景観条例	建築物、工作物、土地の区画形質の変更、木竹の植栽・伐採及び屋外の堆積などの届け出対象行為に係る行為で、一定規模以上のものについては、行為の届出が必要。	都市計画課	025-773-6662
胎内市	胎内市開発行為指導要綱	都市計画区域内における宅地開発事業のうち、0.2ha以上の事業は許可が必要。	地域整備課	0254-43-0306
	胎内市公害防止条例	規則で定める工場又は事業場を設置しようとするときは、その設置の工事の開始の日の90日前までに市長へ協議が必要。	市民生活課	0254-43-0309
	胎内市文化財保護条例	市指定文化財に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可が必要。	生涯学習課	0254-47-3409
	胎内市墓地等の経営の許可等に関する条例	・墓地の設置場所は、学校、病院、その他の公共施設または住宅から概ね100メートル以上離れた土地でなければならない。 ・墓地等の敷地は、墓地等を経営しようとするものが自ら所有する土地でなければならない。	市民生活課	0254-43-0309
	胎内市ペット霊園の設置等に関する条例	ペット霊園を設置しようとする者又はペット霊園についてその区域の変更をしようとする者は市長の許可が必要。	市民生活課	0254-43-0309
	胎内市準用河川、普通河川等及び認定外道路管理条例	次に掲げる行為をしようとする場合は市長の許可が必要。 1.準用河川及び普通河川等の流水を占用すること 2.公共物の敷地を占用すること 3.公共物から土石その他の産出物を採取すること 4.公共物において工作物を設置すること	地域整備課	0254-43-0306
聖籠町	聖籠町都市計画法施行条例	市街化調整区域における建築物の建築行為(都市計画法第34条第11号の規定により、許可を受ける場合の土地の区域指定及び建築可能な予定建築物の用途を定めている。)	ふるさと整備課	0254-27-2111
	聖籠町特別用途地区建築条例	特別工業地区における以下の建築物についての建築制限 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 ばちんこ屋、マージャン屋、馬券・馬券販売所その他これらに類するもの 6 図書館、博物館その他これらに類するもの 7 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 8 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 9 公衆浴場、診療所 10 畜舎 11 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	ふるさと整備課	0254-27-2111

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
聖籠町	聖籠町宅地開発指導要綱	主として宅地開発事業に係る開発行為で、開発区域の面積が原則0.3ha以上必要な行為(法令で定められた申請を行う前)を行う場合には事前協議申請が必要。	ふるさと整備課	0254-27-2111
	聖籠町公共物管理条例	下記の場合には許可申請が必要。 公共物(普通河川等、河川管理施設、認定外道路、道路管理施設)においての以下の行為 1 普通河川等の流水を占用する場合 2 公共物の敷地を占用する場合 3 公共物から土砂、その他産出物を採取する場合 4 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合 5 公共物において土地の掘削、盛土、若しくは切土、その他土地の形状を変更する行為(前号の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木を植栽若しくは伐採する場合 6 公共物において土石、竹木その他物件を堆積し、又は設置する場合	ふるさと整備課	0254-27-2111
	聖籠町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	土砂等による土地の埋立て、掘削(土砂採取含む)、盛土及び切土で1,000㎡以上の行為を行う場合は、着手の30日前までに届出が必要。	生活環境課	0254-27-2111
	聖籠町事業の用に供する開発行為等に関する手続条例	事業の用に供することを目的として行う土地の区画形質若しくは用途を変更する行為又は事業場、工場等の工作物を設置する行為を行う場合は、事業区域を利用する権利を取得する契約の締結又は開発行為等に係る法令に基づく許可、認可等の申請その他の行為の前に届出が必要。	生活環境課	0254-27-2111
	聖籠町火入れに関する条例	森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする場合は、火入れ開始の10日前までに許可申請が必要。	産業観光課	0254-27-2111
	聖籠町青少年に有害な図書等の自動販売機等の規制に関する条例	下記の場合の届出について追加事項あり ・新潟県青少年健全育成条例第22条の3第1項に規定する届出の際、以下のことを併せて提出 ○ 設置する土地又は建物所有者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号	社会教育課	0254-27-2121
	聖籠町文化財保護条例	町文化財に関し、次の行為をしようとする場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき 2 町文化財を町の区域外に移そうとするとき	社会教育課	0254-27-2121
弥彦村	弥彦村景観創造条例	建築物、工作物、広告物、土地の形質の変更などに係る行為で、一定規模以上のものについては届出が必要。	防災むらづくり課	0256-94-1022
	弥彦村都市計画法施行規則	都市計画法、都市計画法施行令及び都市計画法施行規則の施行に関し、届出が必要。	防災むらづくり課	0256-94-1022
	弥彦村宅地開発指導要綱	開発行為に対し適切な指導と規制を行うため、届出が必要。	防災むらづくり課	0256-94-1022
田上町	田上町住宅地開発行為指導要綱	宅地分譲、建売り分譲及び賃貸住宅建築を目的とする面積が0.1ha以上の開発行為の場合は申請が必要。	地域整備課	0256-57-6223
阿賀町	阿賀町地域開発行為等指導要綱	下記の場合には届出が必要。 1 都市計画区域内で、開発面積が3,000㎡以上の事業 2 都市計画区域外で、開発面積が10,000㎡以上の事業	政策推進課	0254-92-3114
	阿賀町公共財産管理条例	法定外公共物について、下記の場合には町長の許可が必要。 1 工作物を新築し、改築し、又は除却等の工事を行うこと。 2 農耕、草木の栽培、放牧その他これらに類する目的で使用するもの。 3 上記に掲げるもののほか、公共用財産をその目的外の目的で使用するもの。	建設課	0254-92-5765

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
阿賀町	阿賀町道路工事承認規則	町道において、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく許可が必要。	建設課	0254-92-5765
	阿賀町道路占用規則	町道に工作物、物件又は施設を設け継続して道路及び道路敷地を使用する場合は、本規則に基づく許可が必要。	建設課	0254-92-5765
	阿賀町文化財保護条例	・町指定文化財に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。 ・町指定史跡・名勝・天然記念物の指定地域の土地について所在、地番、地目又は地積に異動があったときは所有者等は教育委員会に届け出なければならない。	社会教育課	0254-92-3333
出雲崎町	出雲崎町文化財保護条例	町文化財に関し、次の行為をしようとする場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき 2 町文化財を出雲崎町の区域外に移そうとするとき	教育課	0258-78-2250
	出雲崎町道路占用規則	町が管理する道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、本規則に基づく申請が必要	建設課	0258-78-2296
湯沢町	湯沢町地下水採取の規制に関する条例	【規制】 (1)指定地域毎に井戸のケーシング口径と揚水機の吐出口径の基準を設け、その基準を超える井戸の掘削はできない。 (2)指定地域内の一宅地又は一事業地においては、指定地域および一宅地又は一事業地の面積毎に設定された本数を超える井戸の掘削及び掘削本数を超える台数の揚水機の設置をしてはならない。 (3)公共の用に供するもの、又は用途上特に必要かつ適当であって他の水源をもって代えることが困難であるもので、町長が必要と認めるものは、(1)(2)の規定にかかわらず、掘削できるものとする。 (4)(3)の規定を適用する場合、町長は湯沢町地下水対策委員会に諮問しなければならない。 【許可】 指定地域において井戸を掘削しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。	建設課	025-784-4852
	湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱	下記の場合には法令で定められた手続きを行う前に町と協議が必要。 (1)宅地開発事業でその規模が3,000㎡以上のもの (2)中高層建築物の建設事業でその建築物が次の規模を有するもの ア 商業地域及び近隣商業地域、用途地域の指定のない地域、並びに都市計画区域外における建築物は、高さが18m以上のもの イ アに掲げる用途地域以外の用途地域における建築物は、高さが15m以上のもの (3)宅地開発拡張事業又は建築物の増築事業において、その拡張後の面積又は増築後の高さが前各号に該当するもの。 (4)(2)(3)に該当する建物のうち、リゾートマンションで、その用途をホテル等に変更することにより、その地域住民、環境に影響があると予測されるもの	建設課	025-784-4852
	南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱	自然落雪式建築物を建築する場合は、落雪影響距離の基準に基づいて、屋根雪が隣接地、道路等に支障を及ぼさないように設計及び建築をしなければならない。ただし、隣接地所有者等利害関係人の承諾を得た場合はこの限りではない。	建設課	025-784-4852
	湯沢町公共物管理条例	公共物において下記の行為をする者は許可申請が必要。変更も同様。 (1)公共物の敷地を占用すること。 (2)公共物から土砂その他の産出物(以下「土石等」という。)を採取すること。 (3)普通河川等の流水を占用すること。 (4)公共物において、工作物を新築、改築又は除却すること。 (5)公共物において、土地の掘削、盛土、切土又はその他土地の形状を変更する行為(前号の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木を植栽若しくは伐採すること。 (6)公共物において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。	建設課	025-784-4852

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
湯沢町	湯沢町道路占用規則	町が管理する道路を占用する場合、本規則に基づく許可が必要。	建設課	025-784-4852
	豊かな自然と調和した美しい湯沢町をつくる条例	豊かな自然と調和した美しい湯沢町をつくるため、町民、事業者が行う景観形成に係る行為について指導、又は助言をすることができる。	建設課	025-784-4852
津南町	津南町公共物管理条例	公共物(普通河川等、河川管理施設、認定外道路、道路管理施設)において、次に掲げる行為をしようとする場合は、許可申請が必要。 1 普通河川等の流水を占用する場合 2 公共物の敷地を占用する場合 3 公共物から土石、その他の産出物を採取すること 4 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除去すること 5 公共物において土地の掘削、盛土、切土若しくはその他土地の形状を変更する行為又は竹木を植栽若しくは伐採すること 6 公共物において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること	総務課	025-765-3112
	津南町文化財保護条例	町文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	教育委員会	025-765-5511
刈羽村	刈羽村水道水源保護条例	村が指定する水源保護地域において、下記の事業を行う場合、事前協議が必要。 1 産業廃棄物処理業 2 土砂採取業 3 その他水質汚濁を招くおそれのある事業	福祉保健課	0257-45-3916
関川村	関川村自然環境保全条例	村が指定した自然環境保全地区内において、下記の行為を行う場合は届出が必要。 1 宅地の造成、土地の開墾、土石類の採取及び水面の埋立又は干拓等の形質の変更 2 建築物、その他工作物の新設、改造又は増設 3 その他自然景観の著しい変更	地域政策課	0254-64-1478
	関川村公害防止条例	大気汚染等を生ずるおそれがある工場又は事業場として規則で定めるものを設置しようとする者は、その設置の工事の開始の日の90日前までに、下記の各号について村長と協議が必要。 1 工場又は事業場の設置に関すること 2 公害防止のために必要な施設の整備、使用燃料、その他の措置に関すること 3 公害防止対策を実施するために必要な事業者の報告及び村職員の立入調査等に関すること 4 公害が発生した場合における措置、その他必要なこと	住民税務課	0254-64-1471
	関川村文化財保護条例	村文化財の所有者等が次の行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき 3 村の補助金を受けた村文化財を村の区域外に移そうとするとき	教育課	0254-64-1491
栗島浦村	栗島浦村公共物管理条例	下記の場合には許可申請が必要。 公共物(普通河川等、河川管理施設、認定外道路、道路管理施設)においての以下の行為 1 普通河川等の流水を占用する場合 2 公共物の敷地を占用する場合 3 公共物から土砂、その他産出物を採取する場合 4 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合 5 公共物において土地の掘削、盛土、若しくは切土、その他土地の形状を変更する行為(前号の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木を植栽若しくは伐採する場合 6 公共物において土石、竹木その他物件を堆積し、又は設置する場合	産業振興課	0254-55-2111
	栗島浦村火入れに関する条例	森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする場合は、火入れ開始の2日前までに許可申請が必要。	産業振興課	0254-55-2111
	栗島浦村文化財保護条例	村文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	教育委員会	0254-55-2114